

設計住宅性能評価の申請要領

アール・イー・ジャパン株式会社

制定 2005. 10

改訂 2006. 3

改訂 2011. 2

改訂 2014. 12

改訂 2016. 4

改訂 2017.01.20

最終改訂 2017.04.01

1】 設計住宅性能評価の申請について

申請者は、アール・イー・ジャパン株式会社（以下「REJ」という。）（登録住宅性能評価機関）に設計住宅性能評価（日本住宅性能表示基準（H13年国交告第1346号 最終改正H28年 消費・国交告示第1号）に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準（H13年国交告第1347号 最終改正H28年国交告示第1433号）に従って評価することをいう。）を受けようとする場合、所定の書類を作成し、評価料金を添えて申請をしてください。

2】 申請に必要な書類・必要部数

（H12年建告第1660号 最終改正H26年消費・国交告示第2号）による

1. 設計住宅性能評価申請書 （住宅の品質確保促進法施行規則別記第四号様式） ※ただし二面から四面は別の書面をもって代えることは可		
2. 委任状（手続きに関する要旨）		
3. 設計内容説明書（選択事項については、当該部分のシート）	【一戸建て】	在来用
		2×4用
		鉄骨造用
		RC用
	【共同住宅用】	在来用
		2×4用
RC・S・SRC用		
4. 設計図書	付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、 敷地境界線、敷地内における建物の位置
		申請に係る建築物と他の建築物との別及び設備配管に係る外部ますの位置
		仕様書(仕上げ表を含む。)
	各階平面図	縮尺、方位、 間取り、各室の用途(高齢者等の利用を想定した一の寝室の位

	置を含む。)
	壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱の位置
	開口部の位置及び構造
	延焼のおそれのある部分の外壁の構造
	居室、出入口、廊下及び階段の寸法、階段の構造、段差の位置及び寸法
	配管取出口及び縦管の位置、空調ダクトの位置、点検のための開口及び掃除口の位置
	換気孔の位置並びに設備及び器材の種別
	エネルギー消費性能向上設備の位置（5-2.一次エネルギー消費量等級の場合）
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別の床面積（5-2.一次エネルギー消費量等級の場合）
二面以上の立面図	縮尺
	小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置
	エネルギー消費性能向上設備の位置（5-2.一次エネルギー消費量等級の場合）
断面図又は矩計図	縮尺
	床の高さ、各階の天井高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ
	外壁、屋根、天井、小屋裏、床、床下及び基礎の構造
基礎伏図	縮尺
	構造躯体の材料の種別
	床下換気孔の寸法
各階床伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
各部詳細図	縮尺並びに各部の材料の種別及び寸法
各種計算書	構造計算その他計算を要する場合における当該計算の内容
	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容（5-2.一次エネルギー消費量等級の場合）
機器表、平面図、系統図及び制御図	空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備、空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備及び昇降機の仕様（5-2.一次エネルギー消

		費量等級の場合)
5. 特別評価方法認定による場合は建設大臣の認定書の写し（該当する場合に限る。）		
6. 特別評価方法認定を用いて評価される事項を記載した書類（該当する場合に限る。）		
7. 住宅型式認定をうけた住宅又は住宅型式性能認定を受けた住宅は住宅型式性能認定書の写し（該当する場合に限る。）		
8. 認証型式住宅部分等又は認証型式住宅部分等を含む住宅は型式住宅部分製造者等認証書の写し（該当する場合に限る。）		
9. 設計評価添付図書（申請用設計図書及び各種計算書（H12 建告第 1660 号））		
<p>※ 設計変更の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 変更設計住宅性能評価申請書（施行規則別記第五号様式） 2. 直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写し 3. 書面及び図面の変更部分をマーキング等で表示してください。 		
<p>※ 確認申請が他機関で行われたもので、構造計算適合性判定の対象であった場合は、確認申請書の副本（指定構造計算適合性判定機関が求めた追加説明書も含む。）の原本を提示ください。</p> <p style="text-align: center;">（設計住宅性能評価書の交付までに添付）</p>		

- 上表 正副 2 部を提出してください。
- 申請書は、A4 のチューブファイル又は、紙ファイルで申請書折して提出してください。
- ファイルの正面に、物件名称・申請者氏名・正本副本の別を記入してください。
- 建築確認申請書と併願であっても、添付図書の省略はできませんのでご了承ください。
- **設計図書の作成**
建築主及び設計者は各項目の等級の条件、仕様をもとに実施設計を行い、設計図書及び各種計算書等の作成してください。
- **設計内容説明書の作成（全住戸タイプに対して作成）**
必須事項及び選択事項に応じて、設計内容説明書は設計図書の内容を反映し作成してください。

3】設計住宅性能評価申請の引き受けについて

- 1) 評価料金は、弊社業務規程で定めた額を、契約時まで現金又は指定の口座までにお振り込みください。

2) 評価料金納付の確認をしましたら、当社規定の設計評価申請引受書兼領収書を建築主に交付します。

3) 引受け時に、提出された図書が下記のいずれかに該当する場合は、補正を求めますが、それに応じない場合等は、設計住宅性能評価申請書を引受けできない通知【規則第六号様式】を交付しますのでご注意ください。

- ① 設計図書に形式上の不備又は記載事項が不十分であるとき。
- ② 申請書又はその添付図書の内容が明らかに虚偽である場合。

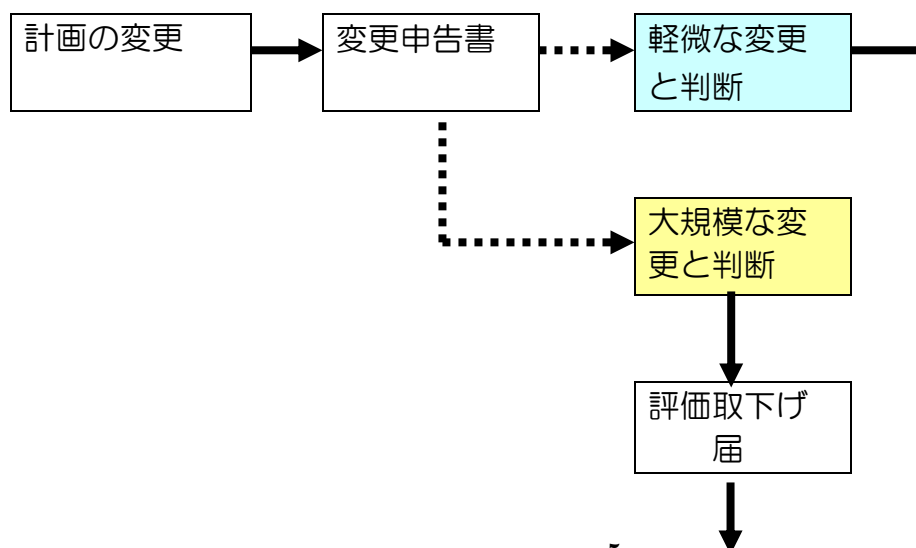
4) 業務期日は、業務を引き受けた日の翌日から起算した日が21日を過ぎるまでの間の日。(期日が、規程第3条第2項に定める休日の場合は、その翌日。)ただし補正等により費やした日数を除きます。

5) 手数料の返還は、REJの責による場合を除き、返還はいたしません。

4) 設計住宅性能評価書交付前の変更について

1) 同じ等級内の変更などの部分的な変更で、基準との照合が容易な変更(変更後の審査が簡単にできる場合)は、変更申告書【REJ評第二号様式】及び変更関係図書をREJに提出することで、引き続き設計住宅性能評価を受けることができます。

2) 評価等級の異なる変更、又は同じ等級でも基準との詳細な照合が再度必要になる等、その計画変更が大規模な場合については、評価取下げ届【REJ評第一号様式】で当初の設計住宅性能評価申請を取り下げ、改めて別件として設計住宅性能評価の申請をお願いします。



変更設計住宅性能評価申請



住宅性能評価書交付



- 3) 建築主等の事項、住居表示等書面上の変更を要する場合は、「申請者変更届」を正副2通を提出ください。

5) 設計住宅性能評価書交付後の計画変更について

- 1) 同じ等級内の部分的な変更で、基準との照合が容易な変更（変更後の検査ができ変更状況を容易に確認できる場合）は、変更申告書【REJ評第二号様式】及び変更関係図書をREJに提出し、建設評価を受けることができます。
- 2) 評価等級の異なる変更、又は同じ等級でも基準との詳細な照合が再度必要になる変更については、変更設計住宅性能評価申請をしてください。変更設計図書の再評価がなされ、変更設計住宅性能評価書が交付されるまで、当該対象工事は着手できません。

6) 業務期日の延長について

申請図書の変更がある場合、申請図書の内容に不備がある場合で指定した期日までに申請図書の訂正、追加等がなされない場合等については、REJは理由を明示の上、業務期日の延長をお願いすることがあります。

7) 設計住宅性能評価書の交付について

審査の終了後、建築基準法第6条第4項又は、同法第6条の2第1項による確認済証の写し（原本照合を要す。ただし建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に限る。）の提出を確認した段階で、設計住宅性能評価申請書の副本を添えて設計住宅性能評価書を建築主に交付します。

※ 確認申請が他機関で行われたもので、構造計算適合性判定の対象であった場合は、確認申請書の副本（指定構造計算適合性判定機関が求めた追加説明書も含む。）の原

本を提示ください。

8】 その他

下記のいずれかに該当する場合は、規則第4条第2項の規定に基づき、設計住宅性能評価書を交付できない通知を出させていただきますのでご注意ください。

- ① 設計図書に形式上の不備又は記載事項が不十分であるとき。
- ② 申請書又はその添付図書の内容が明らかに虚偽である場合。
- ③ 建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合しない場合。

設計住宅性能評価書を滅失・汚損・破損した場合は、設計住宅性能評価書再交付の申請ができます。【REJ 評第三号】※1件あたり 1,000 円申しつけさせていただきます。